

2022年9月16日（金）

第242回 日本保険学会関東部会 発表資料（配布用）

被保険利益から考察する グローバル保険プログラム

飯島 慶紀

Contents

01

**グローバル保険プログラムと
保険付保規制**

P.04

02

**グローバル保険プログラム
における被保険利益**

P.09

03

**グローバル保険プログラム・保険種目
毎の被保険利益の整理**

P.15

0. 自己紹介

飯島 慶紀 (いじま よしき)

住友商事株式会社 保険事業部 リスク管理チーム 部長代理

2005年 早稲田大学商学部 卒業

<職歴>

2005年 三井住友海上火災保険株式会社 入社

2015年 MSIG Insurance Singapore Pte Ltd 出向
化学会社、メーカー等のグローバルプログラム保険の企画、
運営／引受・再保険業務

2021年 住友商事株式会社 入社
新規投融資案件の保険デューデリジェンス、投資関連保険・
グローバルプログラム保険プログラムの企画、調達、管理

<資格>

2007年 中小企業診断士

2018年 ARM
(Associate in Risk Management)

※ 本発表については、飯島慶紀・個人としての見解で、所属する組織とは関係ありません。

1. グローバル保険プログラムと 保険付保規制

1-1. グローバル保険プログラムの定義と一般的なストラクチャー

グローバル保険プログラムは企業の事業拡大を支援するための損害保険契約の一形態として広まり、特に海外に複数法人・拠点を有する多くの企業で導入されているが、保険プログラムは秘匿性も高く、公共情報は少ない。

- 企業のグローバル化に伴い、グループ全体としてのリスク管理体制の構築の必要性、保険コストの上昇からスケールメリットや損害率合算を活用した好条件での保険調達、自然災害の多発や巨大多事故の発生から事故対応の集約化やリスクコンサルティングサービスの包括的な享受など、保険契約者として「面」でサービスを受けられるグローバル保険プログラムは時代と共に浸透していった。
- 一保険契約で連結企業群を全てカバーすることにより最もメリットが生じそうであるが、実務的には、各国の保険付保規制が存在するため、事業会社の所在する国でLocal Policyを一定額手配し、本国の所在する国でMaster Policyを手配するような2階建て（以上）の保険プログラムとなっている。

図表① グローバル保険プログラムのストラクチャー図イメージ
（賠償責任保険／条件差補償有）

支払限度額

100億円

1億円



1-2. グローバル保険プログラムと保険付保規制

各国には「保険付保規制」と呼ばれる法律がある。多くの企業で導入されているグローバル保険プログラムの Master Policy による補償は各国にて、許諾されている国、許諾有無の記載がない国、禁止されている国がある。

- 主に自国の契約者保護及び自国の保険産業の保護・育成を目的とした「保険付保規制」と呼ばれる法律が存在。
- 日本にも保険業法186条において、外国保険業者（日本国内の保険免許を保有していない）は日本に所在する人もしくは財産に係る保険の締結を禁止している。
- 例外規定は存在するが、内閣総理大臣の許可と高いハードルが存在。
- シンガポールや香港など一部の国を除き、他国も本邦同様に類似の「保険付保規制」の法律がある。
- ただし、Master Programや条件差補償等詳細については、多くの国で法律の記載がない。

図表② 保険業法186条の抜粋

保険業法・第百八十六条（日本に支店等を設けない外国保険業者等）
日本に支店等を設けない**外国保険業者**は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る**保険契約（政令で定める保険契約を除く。次項において同じ。）**を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

2 日本に支店等を設けない外国保険業者に対して日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行う時まで、内閣府令で定めるところにより、**内閣総理大臣の許可**を受けなければならない。

1-3. 保険付保規制の課題

「保険付保規制」では、Master Programや条件差補償の存在については明確なルールがない国も多いことに加え、下記の課題も存在し、各国における保険付保規制の改正（明確化）によりグローバル保険プログラムの運営が明確に規定されることも期待しづらい。

① 当局の各種規制対応における保険付保規制へ対する比較劣位

- 保険付保規制違反と比較すると、国際租税や移転価格税制、近年では情報管理関連等、国にとって重要性の高い他事項が存在する。保険付保規制自体が馴染みの薄い法律で、他規制と比較すると改正や明確化の動きになりにくいことが想定される。

② 保険料税の存在

- 日本では馴染みがないが、諸外国では保険料税（Insurance Premium TAX）が発生することがある（独19%、英12%）。解釈が難しい保険付保規制より、保険付保規制の類似概念である保険料税の運営の方が、当局としても実効性が高い手段と判断するであろうと予想している。

③ グローバル保険プログラムの情報秘匿性

- 企業がグローバル保険プログラムの存在を外部へ開示することは、原則ない。その上、本社がMaster Policyの保険料を一括支払し、その後本社が保険料応分を子会社から回収することが多く、入出金からの調査からも子会社の保険購入の把握が難しく、そもそも保険付保規制自体が議論がされにくい環境である。

1-4. 被保険利益とグローバル保険プログラム

各国の保険付保規制（契約者保護、保険産業の保護・育成）を遵守しつつ、“被保険利益”の概念を加え、グローバル保険プログラムを考察することで、同プログラム運営の目安や今後の指針を提示したい。

- 保険付保規制は、各国に存在する法律で、保険会社、保険契約者ともに遵守している。
- 保険付保規制は、言い換えると「当該国の法人に関しては、当該国の保険会社から保険を買いなさい」というルールだが、ルールが定められていない国や解釈が不明確な部分もあり、実態としてはグローバル保険プログラムが各業にて運営されていて、保険会社や保険ブローカーはグローバル保険プログラムの例示をしている（例えば、[Swiss Reの賠償責任保険](#)）。
- 各国の保険付保規制には、法人所在国の免許を保有した保険会社からの保険購買との記載に留まり、法律の条文でもその他補足説明もなく、各企業におけるグローバル保険プログラムの判断基準が曖昧となっている。
- そこで、“被保険利益”を有する法人による保険購買という視点を付加し、グローバル保険プログラムを考察していくことで、同プログラムの運営の目安となるものを提示したい。

図表③ グローバル保険プログラムのMaster Policyにおける保険付保規制と被保険利益の表裏一体のイメージ図



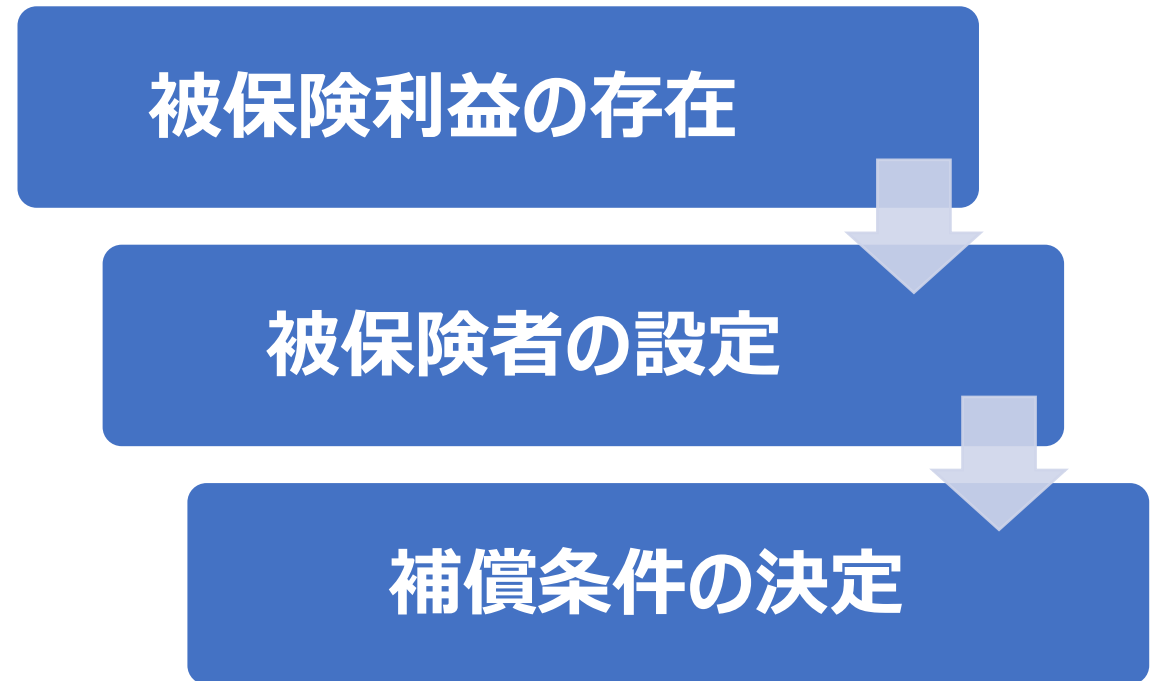
2. グローバル保険プログラム における被保険利益

2-1. グローバル保険プログラムにおける被保険利益

グローバル保険プログラムの設計においても、他保険と例外なく被保険利益（Insurable Interest）の存在を確認し、被保険利益の属する法人を保険契約の被保険者にし、補償条件を決定していく。

- 損害保険契約には被保険利益の存在が規定されている（保険法第3条）。
- 被保険利益の存在というのは、事故発生による経済的損失を被る可能性のある者のみ、損害保険契約を有効に締結出来るというものである。
- 被保険利益は金銭に見積もることが出来るものでなくてはならないし、1つの物につき1つだけ存在するとも限らない（保険法第4版有斐閣アルマ、113P）。
- 被保険利益には学説の争いがあるが、実務上は、修正絶対説の考えに近い取り扱いで、保険契約では被保険利益の存在を確認し、被保険者を設定、補償条件を保険会社、契約者双方で決めていく。

図表④ グローバル保険プログラムの構築順序（考え方）



2-2. グローバル保険プログラムにおける被保険利益は「誰」に

グローバル保険プログラムの「Master Policy」は、本社が契約者となり、本社及び全ての連結子会社が被保険者となることが一般的だが、そもそも子会社の損失による被保険利益は、親会社に存在するか。

<子会社の視点>

子会社が新たに建設した工場（簿価1億円）が火災で焼失した場合、子会社に1億円の経済的損失が発生

火災保険を購入して満額保険金を受け取った場合、受取保険金1億円の会計上の収入が発生し、1億円の損失を相殺

経済的損失、金銭の授受は子会社内で完結していて、親会社に経済的損失が発生していない（親会社に被保険利益はない？）

<親会社の視点>

親会社は子会社の株式を保有している。子会社には新たに建設した工場（簿価1億円）のみの資産を有している

子会社の工場が全焼。株式価値の裏付けであった簿価1億円の工場が消滅したことにより、親会社の保有する株式価値がゼロになる。

親会社が保有していた子会社株式の価値が1億円からゼロ円となり、子会社株式を通じて間接的に経済的損失を負うこととなる。

親会社は子会社の株式価値の棄損に関わる事象により経済的損失を受ける可能性がある為、グローバル保険プログラムのMaster Policyの被保険利益は、子会社は勿論のこと、親会社にも存在すると言える。

2-2. グローバル保険プログラムにおける被保険利益は「誰」に

保険事故発生の場合、子会社、親会社ともに保険金を受け取ることが出来るのであろうか。

子会社が自社の保険事故によって1億円の保険金を受け取る権利がある保険契約を締結している場合（Local Policy）、親会社は子会社株式価値の棄損という理由で、別の保険契約（Master Policy）にて子会社とは別建てで、1億円の保険金を受け取ることが出来るか。

原則、不可。親会社・子会社ともに被保険利益が存在しても、保険契約の発動により被保険利益が充足されれば（＝建物価値と同等の1億円）、被保険利益以上の経済益を得ることはできない（利得禁止の原則）。ただし、例外として2つパターンについては、親会社が保険金を受け取ることが出来ると整理可能。

①子会社が保険金を受け取ることが出来なかったケース

保険契約の不備、現地保険会社では提供出来ない補償にて、子会社の被保険利益の代わりに保険金を取得する。

親会社は子会社と被保険利益を共有し、子会社の代替もしくは第二順位の被保険利益者として保険金を受領する立ち位置（＝**Financial Interest Clause**）。

②子会社株式価値＞子会社有形資産価値のケース

子会社株式価値3億円＞建物価値1億円の場合、建物価値を上回る価値が株式に発生している（無形資産価値／のれん、生産技法等）場合、親会社に2億円の損失が発生。

親会社は子会社と別の被保険利益を持ち、親会社独自の被保険利益に基づき、保険金を受領する立ち位置（＝投資保険の考え方）。

2-3. Financial Interest Clauseによる

親会社と子会社の被保険利益が共有する場合、実務上は「Financial Interest Clause」を付帯し、子会社の損失を親会社の損失と読み替え、親会社の損失を補償することが出来るが運用上の課題がある。

- 「Financial Interest Clause」は、グローバル保険プログラムのマスターポリシーに付帯されることのある特約。
- 子会社と親会社が被保険利益を共有している場合、子会社に発生した損失を親会社に発生したと見做し、保険会社は保険契約者である親会社に保険金を支払う特約。
- ただし、実務上は子会社で損害が発生した場合、火災であれば建物の修繕や建替えの為の追加費用、賠償であれば被害者への損害賠償金や訴訟の為の弁護士費用は“子会社”として必要となる。
- 親会社が保険金を受け取っても、喫緊に必要なでなかったり、子会社へ送金する際に贈与と見做され課税される可能性もあり、Financial Interest Clauseでの保険金受取は実効性に問題が生じることもある。
- Financial Interest Clauseは、保険付保規制において認められていないケースもある為、留意が必要。

図表⑤ Financial Interest Clause約款サンプル

Financial Interest Clause

1. This Policy shall indemnify the **Named Insured** to the extent that its **Financial Interest** in a **Relevant Entity** is impaired as a direct result of that **Relevant Entity** incurring the **Relevant Loss or Liability**.
1. Except to the extent set out below, this clause does not modify the other terms of this Policy.
1. This clause only applies where the **Named Insured** can demonstrate in writing that it has a **Financial Interest** in the **Relevant Entity** at the time that the **Relevant Entity** incurs loss, liability or expense during the **Policy Period**.
1. The agreed value of the impairment to the **Named Insured's Financial Interest** is equal to the amount that would have been payable to the **Relevant Entity** concerned if it had been covered under the terms of this Policy (taking account of sums recoverable under any **Local Policy** and net of any recovery from third parties). Where the Named Insured's financial interest in the **Relevant Entity** (as evidenced in writing) is less than 100% the said agreed value shall be reduced proportionately.

2-4. グローバル保険プログラムにおける運営上の課題

Master Policy + Financial Interest Clauseでは、子会社に直接必要な保険金を支払えない為、グローバル保険プログラムでの解決策と言えず、Master/Local Policyを適切に混合して手配していく必要がある。

- 保険事故（経済的損失）が発生した際に、原則、保険金が必要となるのは“子会社”。
- 経済的損失発生時に必要な“キャッシュ”が得られるというのは、保険機能の本質。
- 親会社が保険金を受け取るFinancial Interest Clauseには、保険機能としても課題が有り。
- Master Policy + Financial Interest Clause付帯では、必要な法人に必要な保険金を受け取れない。一方、子会社は所在する各国にて保険を購入すること（= Local Policyのみで保険プログラムを構成）と保険料、事務コスト増、不十分な保険手配などが生じる。
- Master/Local Policyを適切に混合し、グローバル保険プログラムの設計をすることが肝要となるが、プログラム設計において誰が、どのような被保険利益を得るのか、という観点で掘り下げていく。

図表⑥

Local/Master Policyのみで保険プログラムを構成した場合のプロコン

Local Policyのみで保険プログラムを構成

【PROS】各国の保険付保規制を完全に順守

【CONS】保険料コスト、契約締結事務増

十分な補償提供を受けられない（各国の保険産業の発展際差異）

Master Policyのみで保険プログラムを構成

【PROS】規模の経済を活かし、補償・コスト共に最適な保険プログラムを享受

【CONS】子会社に保険金を適切に支払えない／付保規制への抵触恐れ

Local Policy Only

Master Policy

3. グローバル保険プログラム・ 保険種目毎の被保険利益の整理

3-1. 被保険利益の3つの要素

被保険利益を3つの要素に分解し、被保険利益の3要素が親会社に従属するか、子会社に従属するかを、グローバル保険プログラムのストラクチャー（Master/Local Policyのアレンジ）を決める目安とする。

- 被保険利益は、単純化の為、事故発生による経済的損失を被る可能性と定義する。
- 経済的損失の“起因”主体と“填補”主体を区別する。
- 起因主体とは、損失の原因を引き起こした主体で、製造物責任であれば製造者がそれに当たる。
- 填補主体とは、損害を回復する必要がある主体で（First Party対しても、Third Partyに対しても）、製造物責任であれば、製造者もしくは輸入者もしくは販売者となる。
- 3つの被保険利益を保有していれば、その法人（親会社 and/or 子会社）に被保険利益があると見做せると考える。
- 尚、経済的損失は直接的な経済的損失と間接的経済的損失に分類されるが、親会社は常に間接的な経済的損失を持つ為、ここでは考慮しない。

図表⑦ 被保険利益の3つの要素

直接的な経済的損失の有無

- 誰に経済的損失が発生するか。

経済的損失の起因主体

- 誰が損失発生の起因なのか

経済的損失の補填主体

- 誰が損失を補填しないといけないのか。

3-2. 保険種目毎の被保険利益

保険の目的物の違いによって保険種目が存在している為、グローバル保険プログラムを一律ではなく、保険種目毎に考察することにより、より具体的なストラクチャーの目安としたい。

- 一言に被保険利益と言っても、被保険利益に紐づく要素（保険の目的物）により、保険市場では種目毎に保険商品が分類されている。
- 前頁で、「誰」に被保険利益があるかを3つの要素で示したが、「保険種類」毎に被保険利益を考慮することで整理がしやすくなる。
- 「保険種目」毎に被保険利益の所属を考察し、被保険利益の3要素が“子会社”にある場合は、被保険利益が子会社にあると見做し、被保険利益の発生する子会社にて全ての保険を手配することが保険付保規制及び、被保険利益の観点からも望ましい。
- 被保険利益の3要素が親会社にもある場合は、被保険利益は親会社にも相当程度あると見做し、保険付保規制を遵守した上で、親会社の子会社を追加被保険者に加え、グローバル保険プログラムを構築することを検討する。

図表⑧ 保険種目毎の被保険利益

保険種目	被保険利益に紐づく要素 (保険の目的物)
財物保険	財物
事業中断保険	利益
賠償責任保険	賠償金／弁護士費用
サイバー保険	追加費用／利益／賠償金
D&O保険	役員賠償金

3-3. グローバル保険プログラムのストラクチャー

グローバル保険プログラムのストラクチャーは主に3つある。被保険利益の3つの要素にて、被保険利益が親会社、子会社に従属するかによって、グローバル保険プログラムのストラクチャーを決定する目安とする。

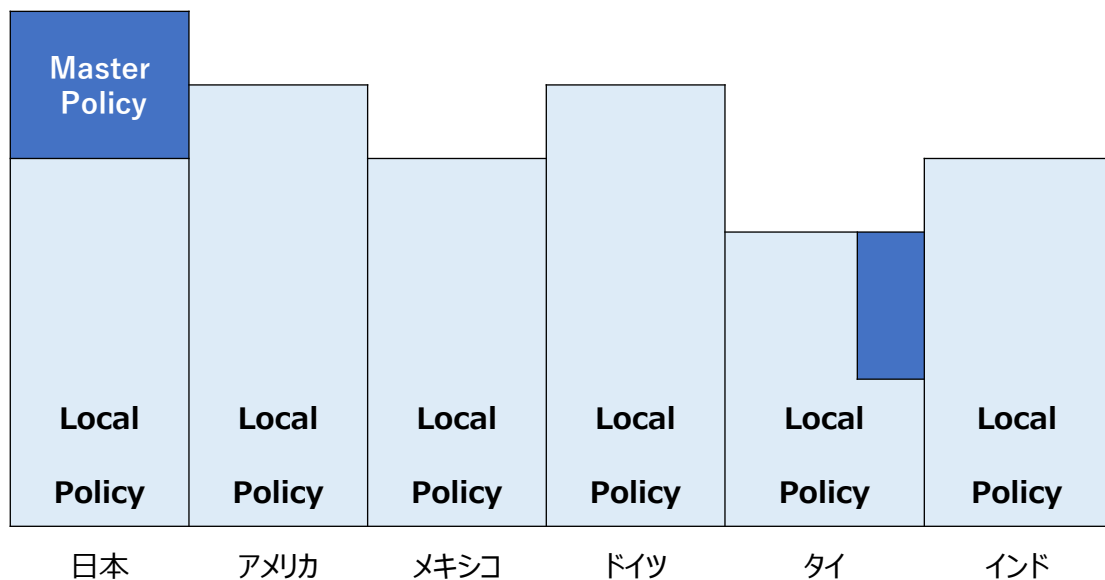
- グローバル保険プログラムのパターンは類型化されているわけではないが、主に3種類に分かれているというのが筆者の考えである。
- パターン①は、全ての国々でLocal Policyを手配し、Master Policyは一部の国のみで適用となる形式。
- パターン②は、全ての国々でLocal Policyを手配し、Master Policyで全ての国々をカバーする形式。グローバル保険プログラムの一般的ストラクチャーとして、P.5【図表①】として示した。
- パターン③は、Local Policyは原則手配せず、Master Policyにて全ての国々をカバーする形式。
- 経済合理性や事務コストを考慮すると、③が最もメリットが生じるが、前述した保険付保規制や保険の原則である被保険利益有無に応じて、適切なストラクチャーを選択していくことになる。

図表⑨ グローバル保険プログラムのストラクチャー

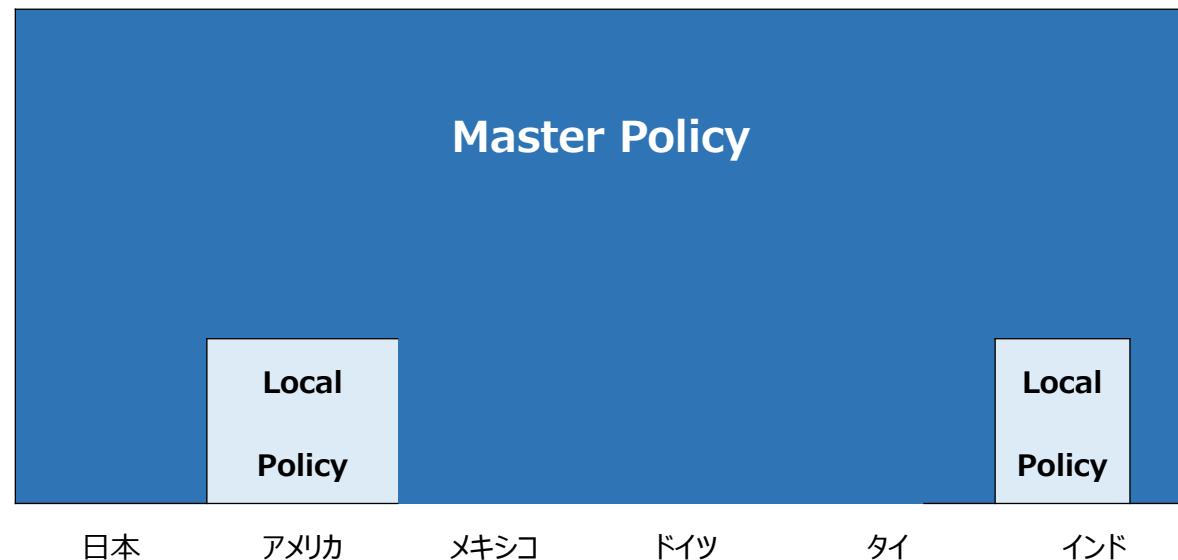
パターン	Local Policy	Master Policy
①	全法人で手配	一部法人のみ補償対象
②	全法人で手配	全法人を補償対象
③	原則、手配せず	全法人を補償対象

3-3. グローバル保険プログラムのストラクチャー

図表⑩ グローバル保険プログラムのストラクチャー
パターン①のイメージ図



図表⑪ グローバル保険プログラムのストラクチャー
パターン③のイメージ図



3-4. 財物保険

財物保険は、子会社のみ被保険利益の3要素が属していると言える為、グローバル保険プログラムのMaster Policyに子会社を被保険者として包含する一括でカバーを享受するような形式は好ましくない（パターン①）。

- 財物保険は、資産（固定／流動）を補償する保険商品。
- 国外で事業活動を行う企業であれば、一般的には海外に現地法人を設立し、現地法人にて事務所、工場等の不動産や動産を保有する、つまり資産の所有権を有する。
- 資産については、明確に所有権が規定され（日本では民法第206条）その資産喪失に関わる直接的な経済的損失は、その所有者に帰属する。
- 経済的損失は、資産を保有している子会社に帰属する。
- 経済的損失の填補主体も、原則、設計や建設の瑕疵によるもの以外であれば、子会社自身となる。
- 経済的損失の原因は、たばこの不始末による工場内火災であれば子会社自身にあることは明確で、自然災害であっても対策不足等、子会社に原因があると言える。
- つまり、財物保険においては子会社のみ被保険利益があり、親会社がグローバル保険プログラムのMaster Policyに子会社を被保険者として含むことは好ましくない。

図表⑫ 財物保険の被保険利益整理

被保険利益の3要素	親会社	子会社
直接的な経済的損失 (例：建物立替費用)	×	○
経済的損失の補填主体	×	△～○
経済的損失の原因	×	△～○

3-5. 事業中断保険

事業中断利益保険は、財物保険のオプションとして供給されている保険商品。保険ストラクチャーの考え方は財物保険と同様だが、国際拠点間で生産コントロールしているようなケースは例外検討も可（パターン①）。

- 事業中断保険は、資産（固定／流動）の損壊に伴う、事業中断を補償する保険商品。
- 財物保険のオプションとして供給されている保険商品で、被保険利益の考え方も原則、財物保険と同様と捉える。
- ただし、生産拠点がグローバルに存在し、A国での生産を引き下げ、一方B国での稼働を高める／B国でも原料を生産出来るが、競争優位なC国に原料を生産させるのような、生産調整についてもグローバルで親会社が指揮、対応しているような企業では、各国相互に依存した生産網を親会社がコントロールしている状況で、生産停止の原因が親会社側に帰属する可能性もある。
- 事業中断保険においては親会社にも被保険利益が属する場合もあり、親会社がグローバル保険プログラムのMaster Policyに子会社を被保険者として含む、もしくはInter Dependency Clauseのような拠点間の相互利益を補償するカバーの提供も可能と考える。

図表⑬ 事業中断保険の被保険利益整理

被保険利益の3要素	親会社	子会社
直接的な経済的損失 (例：生産停止による利益減少)	×	○
経済的損失の補填主体	×	△～○
経済的損失の原因	×～△	△～○

3-6. 賠償責任保険（製造物責任）

賠償責任保険は、製品の設計、製造、保管、販売を行ったどの主体も責任を負う可能性があり、親子会社間で被保険利益を共有していて、親会社のMaster Policyに子会社を包含することを検討（パターン②）

- 賠償責任保険は、事業活動による第三者への身体損傷や財物損害にて法律上の賠償責任を負った場合、賠償金や争訟費用を補償する保険商品。
- Product Liability（以下、PL）責任では、製造当該国であれば製造者がPL責任を負うが、輸出をする場合、輸入者がPL責任を負うケースが一般的である。
- 親会社（@日本）で製造した製品を輸出し、子会社が輸入者となりPL事故が発生した場合は、子会社以外に、親会社も訴訟を受ける可能性（経済的損失を被る）場合もある。
- 経済的損失の原因は、製造者にある為、上記の場合は親会社に帰属すると言える。単純な輸出、子会社での製造（全て子会社での製造や設計、特許、品質管理は本社などパターン有）でも被保険利益が各々異なってくる。
- 賠償責任保険においては親子会社の被保険利益は共通しているが単純な切り離しが難しく、保険付保規制を遵守しながら、親会社がグローバル保険プログラムのMaster Policyに子会社を被保険者として含むことを検討出来る。

図表⑭ 賠償責任保険の被保険利益整理

被保険利益の3要素	親会社	子会社
直接的な経済的損失 (例：賠償責任の支払)	×～○	○
経済的損失の補填主体	×～○	○
経済的損失の原因	×～○	×～○

3-7. サイバー保険

サイバー保険は、賠償責任保険と同様に親子会社間で被保険利益を共有しているシーンが多い。ただし、欧州GDPRを代表に情報規制が厳しくなっており、今後の情勢次第でパターンの変更も検討される（パターン②）

- サイバー保険は、サイバー事故が生じた場合の原因復旧などの追加費用、事業停止時の利益補償、情報漏洩などの賠償責任補償と多岐に渡る損害を補償する保険商品。
- 親会社がグローバルで全ての情報システムを中央管理しているような組織であれば、IT管理責任は親会社となり、親会社が子会社も包含するストラクチャーが可能だが、昨今、各国での情報規制も厳しくなり、かつ各国毎にITシステムのローカル化もみられ一定、各国での対応が異なることが一般的。
- サイバーリスクの場合も賠償責任同様に、不正アクセスによるシステム中断による損失、現場での情報漏洩やビジネスメール詐欺での利益損失など、損失原因が多岐に渡り、親会社、子会社間で被保険利益を共有しているケースも多い。
- サイバー保険においては賠償責任保険同様、保険付保規制を遵守しながら、親会社がグローバル保険プログラムのMaster Policyに子会社を被保険者として含むことを検討出来るが、将来的には情報＝財物と捉え、パターン①のようになる可能性もある。

図表⑮ サイバー保険の被保険利益整理

被保険利益の3要素	親会社	子会社
直接的な経済的損失 (例：情報漏洩の各種対応)	×～○	○
経済的損失の補填主体	×～○	○
経済的損失の原因	×～○	×～○

3-8. D&O保険

D&O保険は、個人を補償するという特殊な形式の保険で、被保険利益が親会社社員・役員に属する場合、親会社の子会社を包含してグローバル保険プログラムを構成することが可能（パターン③）

- D&O保険は、取締役の経営上の賠償責任を補償する保険で、Side Aで役員個人、Side B/Cで会社を補償している。
- Side Aで役員個人を補償する際も、どの会社に派遣されているかを明確にして保険カバーを設計する必要がある。
- 法人が保険契約者となり、個人を被保険者としている特殊な契約で、主要補償であるSide Aを取り上げ被保険利益を考察する。
- 子会社の役員が親会社社員・役員だけで構成されていれば、親会社派遣役員にのみ被保険利益が存在することになる。
- つまり、親会社の子会社も包含し、専ら親会社（所属の社員役員）の被保険利益の為に、保険の組成が可能となる。
- D&O保険においては、保険付保規制を遵守しながら、親会社がグローバル保険プログラムのMaster Policyに子会社を被保険者として含められるが、親会社と雇用・委託関係のない取締役を補償する場合、Side B/Cを含める場合は、パターン②に近い形を検討する必要がある。

図表①⑥ D&O保険の被保険利益整理
（Side A 親会社所属社員が子会社へ派遣）

被保険利益の3要素	親会社社員	子会社社員
直接的な経済的損失 （例：株主代表訴訟賠償金）	○	—
経済的損失の補填主体	○	—
経済的損失の原因	○	—

3-9. 小括

① グローバル保険プログラム運営目安の提示

- 国際的なグローバル保険プログラムのルール形成が期待出来ない一方、自然災害やサイバーリスク、カントリーリスクの増加等によりリスク移転手段としての損害保険の重要性が高まってきている。国際的にも保険の考え方として浸透している“被保険利益”にてグローバル保険プログラムを捉えることで、同プログラム運営の一定の目安、基準を示し、適切な保険プログラム運営を通じ、企業経営及び保険産業の発展に資したい。

② グローバル保険プログラムにおいては、保険種目毎に一定の目安が必要

- グローバル保険プログラムにおける運営において、法人による被保険利益の存在という原則の考え方は持つべきものの、保険の目的物の違いにより、被保険利益を享受する主体が異なる為、保険種目毎に凡その整理が必要となる。

③ グローバル保険プログラムのストラクチャーは時代により修正・進化する

- 企業の経営方針やガバナンス手法の違い（親会社が経営コントロール or 子会社自主経営）、競争環境や規制・制度の変化により（有形資産から無形資産の重要性が高まる等）、被保険利益の捉え方も一定ではなく、グローバル保険プログラムの運営は時代に即して修正・変化が必要。